

陳 情 文 書 表

陳 情 番 号	令和6年 陳情第2号
件 名	三島市議会議員の定数に関する陳情
陳 情 者	(略) 吉岡 肇 (略) 下山 一美
内 容	<p>1 陳情の趣旨</p> <p>三島市議会の議員定数については、市議会のホームページによれば、「令和3年度に令和5年4月の改選を迎える前に議員定数のあり方について検討していくこととしたものの、令和4年度には、市民・団体等からの意見聴取や議会での検討の後、最終的な議会運営委員会で議員定数について現状維持とされ、令和5年4月の改選後に改めて検討するとしたことから、今年度、議会運営委員会で検討が進められています」と報告されています。</p> <p>本年11月8日、9日、10日、12日の、4日間にわたって開催された議会報告会では「議員定数について」をテーマに、市民参加のもと活発な意見交換がされました。そこでは、定数削減を求める意見はごく少数であり、現状維持もしくは増員を求める意見が多数を占めたと聞きます。</p> <p>『三島市議会基本条例』では、第3条(1)(2)(3)(6)及び第4条(1)、第11条2において、「市民の多様な意見を的確に把握し、市政に反映させることができるよう努めること」また「その全体の福祉の向上を目指すこと」、「市長等による市政の運営状況について監視機能を果たすこと」、「立法機能の強化に向けて、政策立案及び政策提言に務めること」、「多様な人材が議員として議会における活動を円滑に行うことができるよう、必要な環境整備に努めること」「市長等による市政の運営状況について、監視機能を果たす」と規定しています。</p> <p>そこで、来年2月議会を目途に議員定数に関する論議がすすめられるものと拝察いたしますが、主権者である市民への情報提供を積極的にすすめ、合わせて市民との協議を行いつつ、『三島市議会基本条例』が規定する、市政に対する監視機能や立法機能及び政策立案、政策提言機能等の強化の具体化と一体に議員定数の在り方について検討することを求めます。</p> <p>2 陳情事項</p> <p>(1) 市議会は主権者である市民が委ねた議決機関であり合議体でも</p>

	<p>ある。その市議会において、議員定数の在り方について協議、検討する際には、これまでに実施したインターネットによる意見収集や議会報告会で聴取した市民の意見を議会として評価したうえで市民に公表すること。</p> <p>(2) 市議会においては、議員定数の在り方について協議、決定する際には、市議会(市議会議員)と市民とのフォーラム(公開討論)を開催すること。</p>
付託委員会	議会運営委員会
受理年月日	令和6年11月21日